

渡波中学校建設基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 渡波中学校建設に関する基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に当たり、広く市民や専門家からの意見を反映させるため、渡波中学校建設基本構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、基本構想の策定に関し、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 渡波中学校建設に向けた学校の基本的な運営に関すること。
- (2) 渡波中学校建設に向けた施設の規模、機能、内容等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 渡波小学校、鹿妻小学校及び渡波中学校の保護者を代表する者
- (2) 渡波地区の住民組織を代表する者
- (3) 学校建設に関し学識経験を有する者
- (4) 渡波中学校の教職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討委員会が第2条に規定する報告を行った日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、学校施設整備室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(最初の会議の招集)
- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。